



今月のテーマ

- ①改正労働者派遣法の再周知
- ②大企業、電子申請義務化へ
- ③社会保障協定のお知らせ

改正労働者派遣法の再周知

改正労働者派遣法は派遣として働く方々のキャリアアップや雇用の安定を目的として、平成27年に施行された法律となります。

今年で改正から3年となり、該当する方には新たな制度が適用されることとなりますので、下記3点について再度ご案内致します。

- ①期間制限ルールについて
- ②雇用の安定を図るための措置
- ③労働契約申込みなし制度

【①期間制限ルールについて】

対象：平成27年9月30日以降に労働者派遣契約を締結・更新した派遣労働者

同一の派遣先の事業所において、派遣可能期間（派遣先で新たな労働者派遣を受け入れてから3年）を

超えて派遣就業をすることはできません。

また、派遣先の事業所における同一の組織単位で、3年を超えて派遣就業することはできません。

【②雇用の安定を図るための措置】

対象：同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある派遣労働者

上記対象者に対して、派遣元事業主は以下4つのいずれかの措置を講じる必要があります。

- ・派遣先への直接雇用の依頼
- ・新たな派遣先の提供
- ・派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用
- ・その他雇用の安定を図るための措置

雇用安定措置の義務は、派遣元事業主によってその義務が適切に履行されるか、又は派遣労働者が就業継続を希望しなくなるまで、効力が失われることはありません。

【③労働契約申込みなし制度】

対象：違法な労働者派遣で派遣された派遣労働者

平成27年10月1日以降、派遣先が違法な労働者派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

違法な労働者派遣とは以下4つのパターンが挙げられます。

- ・労働者派遣の禁止業務に従事された場合
- ・無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ・期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ・偽装請負の場合

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

大企業、電子申請義務化へ

厚生労働省は、行政手続の簡素化を推進するため、「基本計画」（平成30年3月版）を取りまとめました。

<行政手続簡素化の3原則>

- 行政手続の電子化の徹底
- 同じ情報は一度だけの原則
- 書式・様式の統一

その中で、社会保険に関する手続においては、大企業の事業所（資本金1億円以上等）については、原則として電子申請を義務化する方針が打ち出されました。実施にあたっては、速やかに切替えられる事業所から順次切替を行い、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する当該大企業の事業年度から電子申請を義務化する、というものです。

健康保険組合にも電子申請を受け入れる環境を提供していく方針となっており、「厚生年金」「雇用保険」「健康保険」の一部の手続が電子申請を義務化されることとなります。

<公表されている手続抜粋>

- ◆厚生年金／健康保険
 - ・賞与支払届
 - ・算定基礎届
 - ・月額変更届
- ◆雇用保険
 - ・資格取得届
 - ・資格喪失届
 - ・育児休業給付
 - ・高年齢雇用継続給付

SATO社会保険労務士法人では、既に大部分の手続を電子申請にて実施しております。お気軽にご相談下さい。

社会保障協定のお知らせ

社会保障協定は、企業から派遣されて海外で働く日本人が、日本の社会保障制度と海外の社会保障制度の二重加入となり二重に保険料等を負担したり、片方の保険料が掛け捨てとなってしまわないよう、お互いの国が締結し、これらの不利益や損が出ないようにする制度です。

これはお互いの国の政府間で協定を発効する必要がありますが、このほど「中国」との協定署名が行われ、「スウェーデン」とも実質合意に至りました。

中国で働く日本人は年々増加しています。中国へ労働者を派遣している事業主様はご相談下さい。

※協定の締結は、国会承認後となります。

<協定発効済みの国>

ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー
フランス カナダ オーストラリア オランダ
チェコ（※） スペイン アイルランド ブラジル
スイス ハンガリー インド ルクセンブルク

<署名済み未発行の国>

イタリア フィリピン スロバキア 中国

SATO コラム

2つめのテーマでも取り上げた電子申請については当法人でも積極的に推進をしており、電子申請を行った後の状況照会から公文書のダウンロードまでを自動で行なうRPA（Robotic Process Automation）の導入を一部開始致しました。

FIVE STAR MAGAZINEの5月号で取り上げられておりますので是非御覧ください。

<http://magazine.theshop.jp/>

【発行元】SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒060-0906
札幌市東区北6条東2丁目3番1号
TEL：(011) 351-3010